

## 広島県教育委員会規則第九号

広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十四日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

### 広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

第十七条第五号中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十八条第一項中「出身学校の卒業証明書及び成績証明書（出身学校の卒業証明書又は成績証明書がない場合は、これに代る証拠書類）を添えて、校長」を「教育長が必要と認める書類を添えて、所定の出願期限内に校長」に改める。

### 附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。